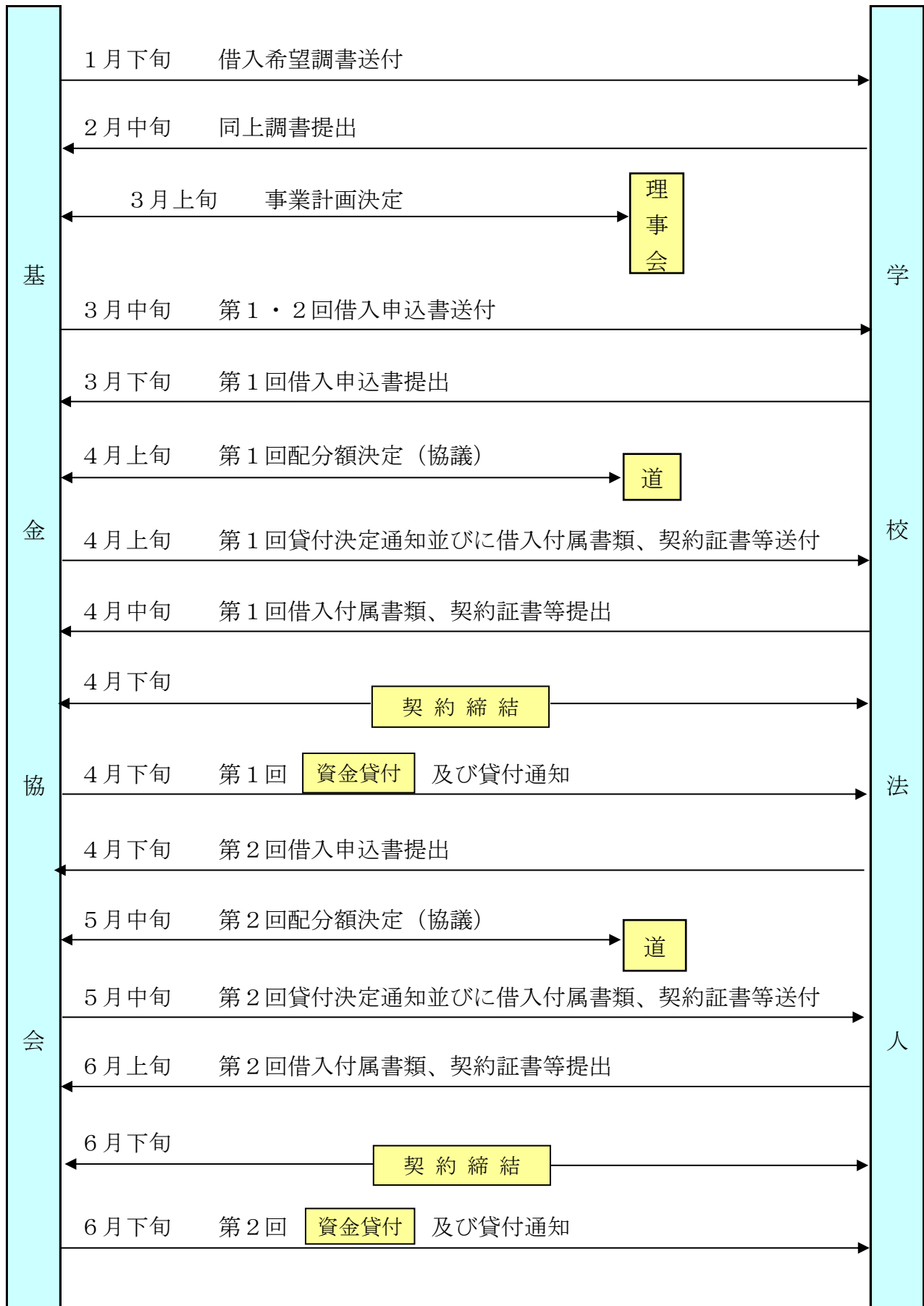


短期経営安定資金貸付事務手続



短期経営安定資金貸付要項

1 貸付の目的

私立高等学校の経営は、人件費を含む経常経費の大幅な増加、生徒数の変動等により、極めて不安定な状況にあり、加えて負債償還費の増大は、私学の健全な経営をますます困難にしているため、短期無利子の運営資金を貸付することにより、当該年度内における資金運用の円滑を図り、経営の安定化に資する。

2 貸付の対象

この資金は、北海道私学振興基金協会の正会員である学校法人(以下「学校法人」という。)に対し、その設置する私立高等学校の当該年度内における資金運用上の一時的な不足資金を対象として貸付する。

3 貸付金の額

- (1) 貸付金の総額は、2億5,000万円とする。
- (2) 学校別の貸付額は、私立高等学校の当該年度資金運用計画等を勘案して道と協議のうえ別に定める基準に基づき配分する。
- (3) 1校の1回当たりの貸付限度額は、1,000万円とする。ただし、特殊事情及び資金需要の状況に応じて、500万円を限度として加算できるものとする。

4 貸付の条件

- (1) 利 率 無利子
- (2) 期 間 年度内

5 担保及び保証人

当該学校法人の理事長を含む2名以上の連帯保証人を必要とする。ただし、債権の保全のため特に必要と認められる場合には、保証人とともに物的担保を徴することができる。

6 貸付の制限等

学校法人が次の各号の一に該当するときは、貸付を制限し、又は貸付しないことができる。

- (1) 貸付の対象となる学校を廃止するおそれがあるとき。
- (2) 学校紛争が生じているとき。
- (3) 破産宣告又は銀行取引停止のおそれがあるとき。
- (4) 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- (5) 会費が滞納となっているとき。
- (6) その他、貸付の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

7 貸付の決定

道と協議のうえ理事長が決定する。

8 貸付金の返還

学校法人が次の各号の一に該当すると認められるときは、道と協議のうえ貸付金の全部又は一部の返還を求め、若しくは償還条件を変更することができる。

- (1) 貸付金を他の用途に充てたとき。
- (2) 正当な理由がなく、当該貸付にかかる学校の授業の全部又は一部を停止したとき。
- (3) 償還元利金の支払いを怠ったとき。
- (4) 貸付を受けた学校を廃止するおそれがあるとき。
- (5) 学校法人及び学校教育にかかる法令の規定又は当該学校法人の寄附行為に違反したとき。
- (6) その他、貸付金の目的を有効に達し得ないと認められる事実が発生したとき。

9 その他

この資金の具体的貸付事務については、別に定める。

＜短期経営安定資金配分基準＞

1 貸付金総額

貸付金の総額は、2億5,000万円を限度とします。

2 貸付対象校

貸付対象校は、当年度の借入金返済額を含む経常収支差額予定額が赤字となる学校とします。

3 配分基準

貸付金の配分に当たっては、各学校の資金運用計画等を勘案の上、次のとおり配分します。ただし、借入申込月における翌月繰越額が借入申込額を超えている場合は、貸付対象としないものとします。

(1) 配分基礎額

借入申込期間内（返済月を除く。）における短期資金需要額を配分基礎額とします。

(2) 配分額

配分基礎額が1,000万円以下のときは、その額をもって配分額とし、1,000万円を超えるときは、1,000万円をもって配分額とします。

(3) 特別加算額

経営状況が極めて困難な学校については、資金需要の状況に応じ、500万円を限度として次のとおり特別加算することができるものとします。

配 分 基 礎 額	加 算 額
1,500万円を超えて2,000万円以下の場合	100万円
2,000万円を超えて2,500万円以下の場合	200万円
2,500万円を超えて3,000万円以下の場合	300万円
3,000万円を超えて3,500万円以下の場合	400万円
3,500万円を超える場合	500万円

(4) 各私立高等学校の借入希望額が予算額を上回る場合は、次の点を勘案し、各私立高等学校の当該短期資金の需要度合いに応じて配分するものとします。

- ア 当該短期資金以外の銀行短期資金等借入希望額
- イ 当該資金需要の緊急性
- ウ 期間内の償還の確実性
- エ その他全般的な運営状況